

## 佐世保市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、土砂等による土地の埋立て等に対する指導に関し必要な事項を定めることにより、土砂等の流出等による災害の発生を防止し、自然環境及び生活環境の保全を図り、もって市民生活の安全の確保及び良好な生活環境の維持に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土地の埋立て、盛土又は切土の用に供する土砂、破砕石又はこれらに類する物をいう。
- (2) 土地の埋立て等 土砂等による土地の埋立て若しくは盛土又は切土により、土地の形質を変更することをいう。
- (3) 土地の埋立て等を行う土地の区域 土地の埋立て等が、一団の区域又は隣接し、若しくは近接した二つ以上の土地で行われる区域（分割して工事が施工される場合も含む。）をいう。
- (4) 事業主 自ら又は人に行わせて土地の埋立て等を行う者をいう。
- (5) 施工者 事業主から請け負って土地の埋立て等を行う者をいう。

### (適用範囲)

第3条 この要綱は、土地の埋立て等を行う土地の区域の面積が3,000平方メートル以上で、かつ、次の各号に掲げる土地の埋立て等について適用する。

- (1) 盛土の高さが、現況地盤から1メートルを超える土地の埋立て等
  - (2) 切土の高さが、現況地盤から2メートルを超える土地の埋立て等
  - (3) 盛土及び切土を同時に行う場合は、現況地盤から2メートルを超える土地の埋立て等
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる土地の埋立て等については、この要綱は適用しない。
- (1) 国、地方公共団体又は特別法の規定に基づき設立された公社、公団等の公共的団体が行う土地の埋立て等
  - (2) 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人が行う土地の埋立て等
  - (3) 都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業その他関連事業に基づく許可又は承認を受けて行う土地の埋立て等
  - (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可を得て行う土地の埋立て等
  - (5) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条及び第30条の規定に基づき許可を得て行う土地の埋立て等
  - (6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平

成 12 年法律第 57 号) 第 9 条に基づき許可を得て行う災害防止のための土地の埋立て等

- (7) 砂防法 (明治 30 年法律第 29 号)、地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号)、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 44 年法律第 57 号) その他災害防止を目的とする法令の規定による災害防止のための土地の埋立て等
- (8) 公有水面埋立法 (大正 10 年法律第 57 号) の規定に基づき免許を受けて行う土地の埋立て等
- (9) 採石法 (昭和 25 年法律第 291 号) 又は砂利採取法 (昭和 43 年法律第 74 号) の規定による許可又は許可を受けて行う岩石又は砂利採取に係る土地の埋立て等
- (10) 鉱業法 (昭和 25 年法律第 289 号)、電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号)、ガス事業法 (昭和 29 年法律第 51 号) その他事業を行うにあたり事業認可等の行政処分を必要とする法令の規定に基づき、これらの処分を受けて行う土地の埋立て等
- (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置など廃棄物の処理を目的とする土地の埋立て等
- (12) 土地改良事業として行う土砂埋立て及び農地の改良を目的とする各種補助事業で行う土地の埋立て等
- (13) 佐世保市農業委員会農地改良届取扱要綱の適用を受ける土地における土地の埋立て等
- (14) 地域森林計画に基づく森林の経営又は管理を行うために必要な土地の埋立て等
- (15) 沿岸漁業構造改善事業として行う土地の埋立て等
- (16) 農林漁業振興のため、法令に基づき行う土地の埋立て等又は国若しくは地方公共団体の助成を受けて行う土地の埋立て等
- (17) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土地の埋立て等
- (18) 森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 10 条の二第一項の規定に基づく許可を得て行う土地の埋立て等
- (19) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が認めた土地の埋立て等  
(申出書等の提出先及び提出部数)

第 4 条 事業主及び施工者 (以下「事業主等」という。) が、この要綱の規定により市長に提出すべき申出書、着手届、報告書等 (以下「申出書等」という。) の提出先及び提出部数は、土地の埋立て等の完了後の土地利用の目的に応じ、次の表のとおりとする。

土地利用の目的	提出先 (担当部署)	提出部数
農地及び林地に関すること。	農林水産部	正本 1 部 副本 1 部
農地及び林地以外に関すること。	都市整備部	

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要であると認めるときは、当該申出書等の写しの全部又は一部について、2部を超える数の提出を求めることができる。

(関係法令に基づく協議)

第5条 事業主等は、この要綱の規定による土地の埋立て等を行う際は、関係法令に基づき、道路管理者、河川管理者その他の関係者と協議しなければならない。

(事業主等の責務)

第6条 事業主等は、土地の埋立て等の工事に当たっては、関係法令等を遵守し、土砂流出等による災害を防止するとともに、自然環境及び生活環境の保全に努めるものとする。

2 事業主等は、土地の埋立て等の工事に係る土地の周辺に及ぼす影響を考慮し、あらかじめ、当該事業計画の内容を利害関係者（隣接地の所有者、水利権を有する者、自治会関係者その他当該工事に伴う利害関係を有する者をいう。以下同じ。）に説明し、かつ、理解を得るよう努め、申出書に添付するものとする。

3 土地の埋立て等の工事に起因して生じた紛争は、すべて事業主等の責任において、その解決に当たらなければならない。

(事前審査の申出)

第7条 事業主等は、土地の埋立て等の計画をする場合は、佐世保市土砂等による土地の埋立て等事前審査申出書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、これを市長へ提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 公図の写し
- (3) 平面図（現況及び計画）
- (4) 縦横断面図（現況及び計画）
- (5) 雨水排水計画図（林地を除く。）
- (6) 運搬経路図
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要であると認める書類

(事前審査等)

第8条 市長は、前条の事前審査申出書が提出されたときは、その計画内容を速やかに審査する。

2 市長は、前項の審査の結果を、佐世保市土砂等による土地の埋立て等事前審査結果通知書（様式第2号）により、事業主等へ通知するものとする。

3 事業主等は、第1項の審査の結果により、法令等に基づく必要な許可等を受けなければならないと判明した場合は、次条に定める工事審査申出書を提出する前に関係公共機関と協議等を行わなければならない。

(工事審査の申出)

第9条 前条第1項の審査の結果を受け、市及び関係公共機関と協議を経た事業

主等が、土地の埋立て等の工事を実施しようとする場合は、事前に佐世保市土砂等による土地の埋立て等工事審査申出書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添付して、これを市長へ提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認める書類については、省略することができる。

- (1) 土砂等による土地の埋立て等事業計画書（様式第4号）
- (2) 誓約書（様式第5号）
- (3) 工程表
- (4) 土地登記簿謄本又は登記事項要約書
- (5) 事業主等の住民票又は外国人登録済証明書（法人にあつては定款、寄附、法人登記簿謄本等）
- (6) 事業主一覧表（土地の所有者の承諾書、代表者に関する委任状等の写し）
- (7) 土砂等による土地の埋立て等関係法令一覧表（様式第6号）
- (8) 位置図（運搬経路を記入したもの）
- (9) 公図の写し
- (10) 平面図（現況及び計画）及び縦横断面図（現況及び計画）
- (11) 計画施設構造図
- (12) 周囲の土地利用状況図
- (13) 雨水排水計画図
- (14) 跡地利用計画図
- (15) 利害関係者との協議に関する報告書等（土砂等による土地の埋立て等の同意書（様式第7号））
- (16) 佐世保市職員立入調査承諾書（様式第8号）
- (17) 防災計画図
- (18) 公道里道水路境界承認書の写し
- (19) 関係公共機関の許可書等の写し又は協議に関する報告書
- (20) 現況写真
- (21) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要であると認める書類

#### （工事の審査）

第10条 市長は、前条の工事審査申出書が提出されたときは、市長が別に定める技術基準（以下「技術基準」という。）に基づき、速やかに当該工事に係る事業計画の審査等を行い、その結果を佐世保市土砂等による土地の埋立て等工事審査回答書（様式第9号）により事業主等に通知するものとする。

#### （工事の着手）

第11条 前条の工事審査回答を受けた事業主等は、土地の埋立て等の工事着手前に、佐世保市土砂等による土地の埋立て等工事着手届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

#### （工事の実施及び標識の設置）

第12条 事業主等は、市長が別に定める指導事項及び第10条に規定する工事審査回答書に記載された指導事項を遵守して、土地の埋立て等の工事を実施し

なければならない。

- 2 事業主等は、土地の埋立て等を行う期間中、工事概要を記載した標識（様式第11号）を公衆の見やすい場所に設置しなければならない。

（工事の進捗状況報告）

- 第13条 事業主等は、土地の埋立て等の工事の進捗状況について、6箇月以内毎に佐世保市土砂等による土地の埋立て等工事進捗状況報告書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（工事の変更）

- 第14条 事業主等は、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、事前に佐世保市土砂等による土地の埋立て等工事変更審査申出書（様式第13号）を市長へ提出しなければならない。ただし、次条に定める軽微な変更をしようとするときはこの限りではない。

- (1) 事業主等の名称
- (2) 工事の区域
- (3) 土地の利用計画
- (4) 構造物（排水施設を含む。）の規模、構造等
- (5) 盛土又は切土の高さ、面積等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要であると認める事項

- 2 第9条、第10条及び第12条の規定は、前項の規定による土地の埋立て等工事の変更について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第9条	前条第1項の審査の結果を受け、市及び関係公共機関と協議を経た事業主等が、土地の埋立て等の工事を実施しようとする場合は、事前に佐世保市土砂等による土地の埋立て等工事審査申出書（様式第3号）	事業主が、土地の埋立て等の変更工事を実施しようとする場合は、事前に佐世保市土砂等による土地の埋立て等工事変更審査申出書（様式第13号）
第10条	前条の工事審査申出書	第14条において準用される前条の工事変更審査申出書
	佐世保市土砂等による土地の埋立て等工事審査回答書（様式第9号）	佐世保市土砂等による土地の埋立て等工事変更審査回答書（様式第14号）
第12条	第10条に規定する工事審査回答書	第14条第2項において準用される工事変更審査回答書

（軽微な変更）

- 第14条の2 第14条第1項のただし書きの軽微な変更をしようとするとき

は、その旨を佐世保市土砂等による土地の埋立て等工事変更届出書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。なお、軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 1 工事施工者の変更
- 2 工事予定期間の変更

（工事の中止）

第15条 事業主等は、工事を中止しようとするときは、佐世保市土砂等による土地の埋立て等工事中止申出書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

- 2 事業主等は、当該工事の中止に伴って災害等が生じないように、速やかに必要な措置を講じなければならない。

（工事の完了）

第16条 事業主等は、工事が完了したときは、佐世保市土砂等による土地の埋立て等工事完了申出書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

（工事完了の確認）

第17条 市長は、前条の申出書が提出されたときは、速やかに技術基準に基づき、当該工事に係る完了の確認を行い、その結果を佐世保市土砂等による土地の埋立て等工事完了確認書（様式第17号）により事業主等に通知するものとする。

（維持管理）

第18条 事業主は、工事が完了した土地については、第9条第1号（第14条第2項において準用する場合を含む。）の事業計画書に記載した工事完了後の土地利用計画に従って利用するとともに、適正に維持管理しなければならない。

（立入調査）

第19条 市長は、工事の実施状況、工事完了後の土地の利用状況等に関し、当該職員を土地の埋立て等の区域に立入調査させることができる。この場合において、事業主等は、当該立入調査に協力しなければならない。

（違反の指導等）

第20条 市長は、この要綱に違反している事業主等があるとき、又は前条の規定による立入調査の結果、この要綱に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるときは、当該事業主等に対し、必要な指導又は助言をするものとする。

（所管）

第21条 この要綱に係る事務については、農地及び林地に関することは農林水

産部が、農地及び林地以外に関することは都市整備部が所管する。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「令和4年改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「旧法」という。）第3条第1項の規定による指定がされている宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事等に対する改正後の佐世保市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（以下「新施行細則」という。）の規定の適用については、令和4年改正法による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法第10条第1項の規定により指定された宅地造成等規制区域を同条第4項の規定により公示する日の前日までの間（以下「経過措置期間」という。）は、なお従前の例による。
- 3 旧法第8条第1項本文（令和4年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の許可（経過措置期間の経過前にされた都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を含む。）を受けた者が行う当該許可に係る宅地造成に関する工事に対する新施行細則の規定の適用については、経過措置期間の経過後においても、なお従前の例による。